

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案の概要

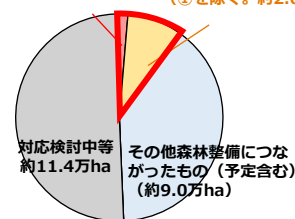
背景

- 我が国の人工林の多くが利用期を迎える中、より多くのCO₂を吸収する若い森林への転換を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献すべく、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進める必要
- 森林経営管理法は制度開始から5年経過、制度活用の必要な市町村の9割超で制度に基づく取組を開始。一方、林業経営体への森林の集積・集約化は低位に推移
- 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体への迅速な集積・集約化を進めるため、市町村や都道府県に加えて、受け手となる林業経営体など地域の関係者の連携を強化する新たな仕組みを構築する必要

■制度に基づく集積・集約化の進捗

(市町村に委託希望のあった森林：約22.6万haの状況)

- ①林業経営体に集積・集約化(約0.3万ha) ②市町村が権利取得(①を除く。約2.0万ha)



林業経営体への森林の集積・集約化は低位

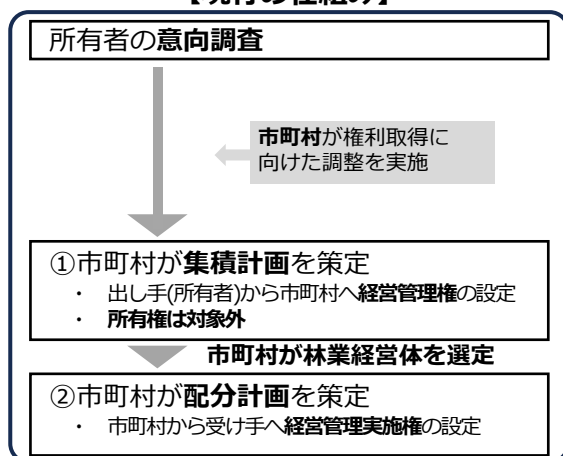
法律案の概要

1. 森林経営管理法の一部改正

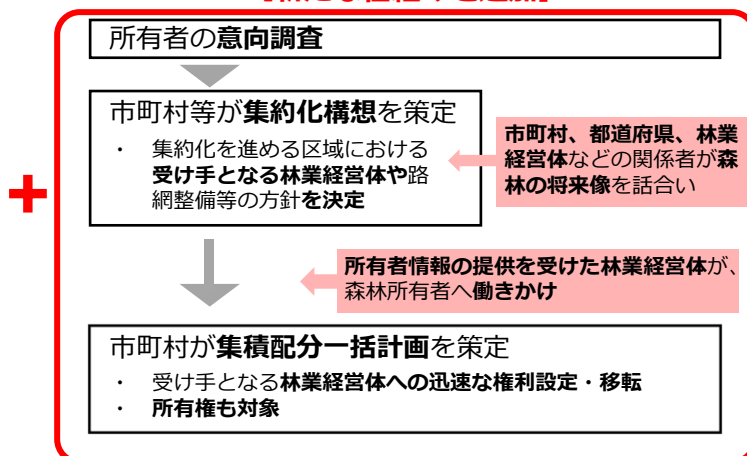
＜森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設＞

- 市町村は、単独又は都道府県等と共同で、川中・川下を含む地域の関係者で協議し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める「集約化構想」を策定(林業経営体は「集約化構想」策定の提案も可能)【第43条から第50条まで】
- 所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である所有者から、受け手となる林業経営体に迅速に設定又は移転できる仕組みを創設【第51条から第56条まで】

【現行の仕組み】



【新たな仕組みを追加】



＜市町村の事務負担の軽減＞

- 市町村に対する共有林の経営管理権の設定(間伐、間伐材の販売、保育)に必要な共有者の同意要件を緩和(全員→1/2超)【第4条第5項】
- 所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を短縮(6月→2月)【第11条第6号及び第25条第3号】
- 市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人(経営管理支援法人)」を指定できる仕組みを創設【第57条から第61条まで】

2. 森林法の一部改正

太陽光発電設備の設置等において、許可条件に違反する林地開発行為が散見されるため、条件違反者への罰則、開発行為の中止・復旧命令に従わない者の公表を措置

【第206条第2号及び第10条の3第2項】

※このほか、第10条の11第3項第2号の表現を適正化

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日